

法令解説

年金生活者支援給付金の支給

社会保障・税一体改革関連法

■年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）
平24・11・26公布 平27・10・1施行（一部を除く）

I はじめに

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「本法」という）は、社会保障・税一体改革関連一〇法として、平成二四年に成立した法律である（図表1参照）。本稿は、本法成立の経緯と法律の概要について、簡単な解説を加えるものである。

II 成立の経緯

■一 成立の経緯・背景

我が国の公的年金制度は、拠出制年金であり、現役期の保険料拠出実績に応じて、高齢期に年金給付が行われる。そのため、経済的な理由などにより、現役期に十分な保険料拠出を行えなかった者は、高齢期に年金給付が受け取れない、あるいは、受け取れたとしても低額になってしまうおそれがある。これを防ぐため、国民年金制度では、保険料免除制度や保険料納付猶予制度を設ける工夫をしている。

一方で、国民年金保険料の納付もせず、保険料免除制度などの利用もしない未納者は、過去二〇年間で増加傾向にある。未納の増加とそれによる無年金者・低年金者の発生は、皆年金制度の理念を脅かす大きな問題

として、平成二〇年に開催された社会保障国民会議の場でも指摘され、未納対策の徹底とともに、基礎年金の最低保障額の設定、弾力的な保険料追納等の措置の検討が、提言されている(平成二〇年一月四日)。

今回の一体改革においても、平成二三年から始まった社会保障改革に関する集中検討会議の場において、低年金・無年金者

図表1 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 (平成24年法律第102号)

1. 法律の概要

- 所得の額が一定の基準※を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給する。
→対象者:約500万人
 - ①基準額(月額5,000円)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額の給付
 - ②免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付
※住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額(平成27年度で77万円)以下であること(政令事項)
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給する。
→対象者:約100万人
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する(支給額:月額5,000円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6,250円))。
→対象者:約190万人
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2か月ごとに支給する。

2. 施行期日:平成27年10月1日

社会保障の安定財源等を図る税制の抜本改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

イメージ図

基礎年金満額=77万/年(6.4万/月) (年金収入+その他所得の合計)

の存在は、現状の年金制度の課題の一つとされ、「社会保障・税一体改革成案」（平成二十三年六月三〇日政府・与党社会保障改革検討本部決定）では、公的年金制度の最低保障機能の強化を図る方向性が示された。その後、「社会保障・税一体改革素案」（平成二十四年一月六日政府・与党社会保障改革本部決定）を経て、「社会保障・税一体改革大綱」が平成二十四年二月十七日に閣議決定された。大綱では、公的年金制度の最低保障機能の強化（低所得者への年金額の加算）と高所得者の年金給付の見直しを併せて実施するとし、平成二十四年通常国会提出に向けて検討することとした（資料1）。

これを受けて、低所得者等への年金額の加算、高所得者の年金額の調整などを盛り込んだ「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」（以下「年金機能強化法案」という）を三月三〇日に社会保障・税一体改

〈資料1〉社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）（抄）

(2) 最低保障機能の強化

○年金制度の最低保障機能の強化を図り、高齢者等の生活の安定を図るため、以下の改革を行う。

i 低所得者への加算

低所得者に重点を置いた、老齢基礎年金額に対する一定の加算を行う。その際、保険料納付のインセンティブを阻害しないよう検討する。

ii 障害基礎年金等への加算

老齢基礎年金の低所得者に対する加算との均衡を考慮し、障害者等の所得保障の観点から障害・遺族基礎年金についても、一定の加算を行う。

iii 受給資格期間の短縮

無年金となっている者に対して、納付した保険料に応じた年金を受給できるようにし、また、将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、受給資格期間を、現在の25年から10年に短縮する。

☆消費税引上げ年度から実施する。

☆具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(3) 高所得者の年金給付の見直し

○(2)の最低保障機能の強化策の検討と併せて、高所得者の老齢基礎年金について、その一部（国庫負担相当額まで）を調整する制度を創設する。

☆最低保障機能の強化と併せて実施する。

☆具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。

革関連法として国会に提出した。

提出時の年金機能強化法案に盛り込まれていた低所得者等への年金額の加算は、市町村民税が家族全員非課税で、かつ、年金その他収入が老齢基礎年金満額以下の者を対象に、①月額六〇〇〇円の定額加算、②保険料免除期間について老齢基礎年金の満額の六分の一相当額の免除加算を行うものであり、対象者は約五〇〇万人を見込んでいた。また、老齢基礎年金の満額を基準として額を設定している障害基礎年金・遺族基礎年金についても、月額六〇〇〇円（障害等級一級に該当する障害基礎年金については七五〇〇円）の加算を行うこととしていた。また、高所得者の年金額の調整は、所得五五〇万円（年収八五〇万円）を超える高所得者（老齢年金受給者の約〇・九％、約二〇万人）の老齢基礎年金額について、国庫負担相当額を対象とした支給停止を行うこととしていた。

■二 国会審議経過

国会審議や民主党・自由民主党・公明党の三党協議の中で、保険料納付実績に基づかない年金額の加算や

調整は、社会保険制度である我が国の公的年金制度の考え方に反するといった反対意見があり、六月一五日に三党間で交わされた「社会保障・税一体改革に関する確認書」では、低所得者等への年金額の加算と高所得者の年金額調整の規定を削除し、新たに福祉的な給付措置を講ずることが確認された（資料2）。これを受け、年金機能強化法案からこれらの規定を削除するなどの議員修正が衆議院で行われ、附則において、低所得者等への年金額の加算に代わり、年金制度の枠外で新たに低所得高齢者・障害者等に福祉的な給付を行うための「必要な法制上の措置が講ぜられるものとする」とされた。この附則の規定に基づき、政府として、平成二四年七月三十一日に「年金生活者支援給付金の支給に関する法律案」を国会に提出した。

八月一日には、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会で審議されていた年金機能強化法案及び「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」は成立したものの、本法案は、具体的な審議に入ることなく、九月八日の

通常国会の会期末を迎え、継続審議の取扱いとなった。

本法案が具体的に審議されたのは、一月二十九日に召集された第一八一回臨時国会の場であったが、第一八一回国会は、参議院において、前国会で可決された野田総理大臣に対する問責決議を理由に野田総理大臣の所信表明演説を野党が拒否するという波乱の幕開けとなり、一月一四日には、野田総理大臣が党首討論

〈資料2〉社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）（抄）

(2) 年金関連の2法案の修正

①低所得高齢者・障害者等への年金額加算

- 低所得高齢者・障害者等への年金額加算の規定は削除するが、消費税率引上げにより増加する消費税収を活用して、平成27年10月から、新たな低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずるものとし、今回の消費税率引上げを含む税制抜本改革が「社会保障制度の改革とともに」行うとされている（税制抜本改革法案第1条）趣旨に則り、税制抜本改革法案の公布後6月以内に必要な法制上の措置を講ずる旨を規定する。
- 本措置は、年金受給者（65歳以上の老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者等）を対象とする。
- 本措置の対象となる低所得高齢者の具体的な範囲は、介護保険制度の保険料軽減の低所得者区分2の範囲等を参考に、「住民税家族全員非課税かつ年金収入及びその他所得の合計額が老齢基礎年金満額以下」の者とする。障害者等については、20歳前障害基礎年金の支給範囲を参考として決定する。
- 低所得高齢者への給付額は、基準額を定めた上で保険料納付済み期間に応じて決定する（基準額保険料納付済み期間／480月）。基準額は、月額5千円（近年の単身無業の高齢者の基礎的な消費支出と老齢基礎年金満額との差額等から計算）を基本に定める。保険料免除期間がある低所得高齢者に対しては、老齢基礎年金満額の6分の1を基本とする給付を別途行う（老齢基礎年金満額×1／6×保険料免除期間／480月）。
- 本措置による所得の逆転を生じさせないよう、低所得高齢者の範囲に該当しない一定範囲の者に対しても、補足的な給付を行う。
- 障害者等への給付額は、上記の基準額とする。障害1級相当の者の給付額は、基準額の1.25倍とする。
- 給付金は、国が支給するものとし、事務は日本年金機構に委任する。給付金は年金と同様に2ヶ月毎に支給する。
- 給付額その他の本措置の内容については、低所得高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況等を踏まえた見直しを行う。

②高所得者の年金額調整

- 高所得者の年金額調整の規定は削除するが、引き続き検討する旨を規定する。

の場において、一月一六日に衆議院を解散すること
を表明、一六日に衆議院解散、閉会となった。こうし
た状況の合間を縫って、本法案は、二月一〇日に提出
されていた「国民年金法等の一部を改正する法律等
の一部を改正する法律案」と併せて審議され、一月一
六日に成立、二六日に公布されている。

Ⅲ 法律の概要

1 目的（一条）

年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者
などの中には、年金を含めても所得が低く、経済的な援
助を必要としている人が存在している。この法律は、
こうした人たちの生活の支援を図るために、年金生活
者支援給付金を支給することとしている。

年金生活者支援給付金には、①老齢年金生活者支援
給付金、②補足的老齢年金生活者支援給付金、③障害
年金生活者支援給付金、④遺族年金生活者支援給付金、

がある。

2 老齢年金生活者支援給付金（二条～九条）

老齢年金生活者支援給付金は、老齢基礎年金の受給
者で年金を含めた所得が低い者に対し、経済的な援助
を行うものである。

■ 一 老齢年金生活者支援給付金の支給要件（二条）

老齢年金生活者支援給付金の支給要件は、以下のと
おり規定しており、老齢年金生活者支援給付金を受給
するためには、全ての要件を満たす必要がある。

① 老齢基礎年金の受給者であること

② 前年の公的年金等の収入金額及び所得の合計額
（以下「前年所得額」という）が老齢基礎年金の満額を
勘案して政令で定める額以下であること

③ 本人及びその者と同一の世帯に属する者の所得状
況を勘案して政令で定める要件に該当すること

このうち、③の政令で定める要件については、市町村
民税非課税であることを規定する予定である。

また、老齢年金生活者支援給付金は、制度の趣旨や

消費税収を財源とする福祉給付であることなどを踏まえ、①海外居住の場合、②老齢基礎年金が全額支給停止となっている場合、③刑事施設等に拘禁されている場合の期間については、支給しないこととしている。

■二 老齢年金生活者支援給付金の額（三条・四条）

老齢年金生活者支援給付金は、年を単位で支給額を設定する年金と異なり、月単位で支給額を設定することとし、次の額の合算額としている（三条）。

○第一号…基準額（五〇〇〇円）×保険料納付済期間／四八〇月

○第二号…老齢基礎年金の満額×（保険料免除期間×一／六）／四八〇月

※保険料免除期間のうち、四分の一免除期間については、割増分を一／六ではなく一／一二とする。

端数処理は、年単位で支給額を設定した上で、一〇〇円単位で四捨五入する現在の年金制度における年金額や各種加算額と異なり、第一号と第二号とそれぞれについて、一円未満を四捨五入としている。月を単位として支給額を設定する年金生活者支援給付金で

は、一〇〇円単位で四捨五入すると、その切上げ・切下げによる影響が大きく、不適當であるため、一円単位で四捨五入することとした。

給付基準額（五〇〇〇円）は、総務省が作成する全国消費者物価指数に依じて改定することとしている。なお、改定措置については、具体的には政令において定めることとしている。

■三 認定（五条）

他の福祉手当に倣い、老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者は、給付金の支給に際して、受給資格及び給付金の額について、厚生労働大臣に請求をしなければならぬとしている。

さらに、給付金の支給要件に該当し、認定を受けた者であっても、例えば所得が上昇したことによって支給要件を満たさなくなってしまう、その後再び要件を満たすこととなった場合には、改めて、認定の請求をしなければならぬと規定している。

■四 支給期間及び支払期月その他所要の規定（六条

〜九条）

老齢年金生活者支援給付金の支給期間及び支払期月は、原則として認定請求から将来に向かつて行われ、具体的な支払は、年金給付と同様、毎年二月、四月、六月、八月、一〇月、一二月の六回とし、それぞれ前月までの分を支払うこととしている。

これは、年金生活者支援給付金について、年金制度の枠外の福祉的給付として位置付けられているものの、受給者の視点からは、年金と一体として給付されることが望ましいものであると考えられるため、年金と同じ偶数月で支払うこととしているものである。

また、老齢年金生活者支援給付金を支給すべき者が死亡した場合には、未支給年金と同様、その者の死亡当時その者と家計を同じくしていた遺族は、自己の名で、未支払の老齢年金生活者支援給付金の支払を請求することができる。未支払の老齢年金生活者支援給付金を受けることができる者の順位は、政令で定めるとしている。

3 補足的老齢年金生活者支援給付金

老齢年金生活者支援給付金の前年所得額の基準額付近では、老齢年金生活者支援給付金を受給できる者となれない者の間で、所得等の逆転現象が発生してしまい、社会保険方式を採用している年金保険料の納付意欲に悪影響を与えるおそれがある。

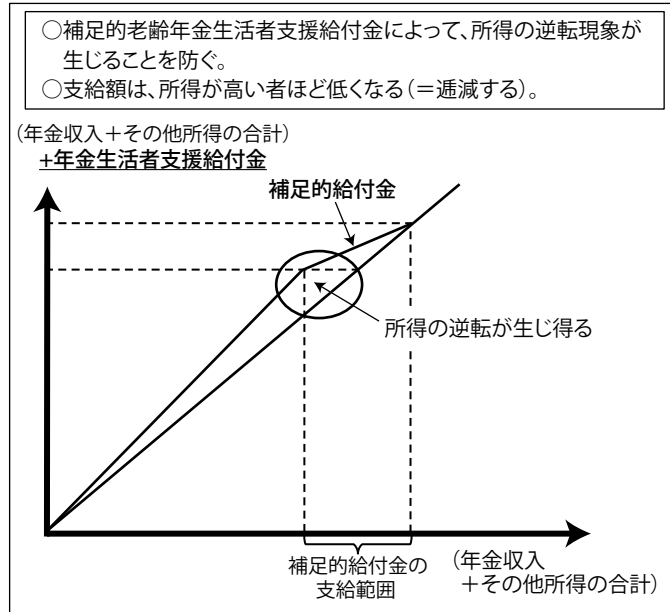
補足的老齢年金生活者支援給付金は、当該給付金による所得の逆転を防止し、国民年金保険料の納付意欲に悪影響を与えないようにするため、老齢年金生活者支援給付金の対象から外れる一定の所得範囲の者に対して、補足的な給付を行うものである（図表2参照）。

■ 一 補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件（二〇条）

補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件は、以下のとおり規定しており、補足的老齢年金生活者支援給付金を受給するためには、全ての要件を満たす必要がある。

- ① 老齢基礎年金受給者であること
- ② 前年所得額が所得基準額を越え、かつ、所得基準額を勘案して政令で定める額以下であること

図表 2 補足的老齢年金生活者支援給付金



③ 本人及びその者と同一の世帯に属する者の所得状況を勘案して政令で定める要件に該当すること

③の政令で定める要件については、老齢年金生活者支援給付金の支給要件と同様、市町村民税非課税であ

ることを規定する予定である。また、老齢年金生活者支援給付金と同様、海外居住などの間は、補足的老齢年金生活者支援給付金の支給は行われぬ。

■二 補足的老齢年金生活者支援給付金の額(一一一条)

補足的老齢年金支援給付金の額は、老齢年金生活者支援給付金と同様、月を単位として支給額を設定して、その者の納付済期間に応じて、第三条第一号に規定する額から、年金収入及び所得等の逓増に応じて、逓減するよう政令で規定することとしている。

すなわち、〔給付基準額(五〇〇〇円)×保険料納付済期間/四八〇〕を基本として、その者の所得水準に応じて、逓減させた額が補足的老齢年金生活者支援給付金の額となる。逓減のさせ方は、今後、政令で具体化されることになる。

■三 認定(一二一条)

補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者は、支給に際して、老齢年金生活者支援給付金と同様、受給資格及び補足的老齢年金生活者支援給付金の額について厚生労働大臣に対して請求する必要がある。

ある。

■四 補足的老齢年金生活者支援給付金の額の改定期（一三条）

補足的老齢年金生活者支援給付金の額は、所得の額に応じて改定されるものであることから、その額の変動があった場合には、給付金の額を改定する必要がある。具体的に額の計算に用いる予定である「前年の所得及び収入等」が確定した後に改定する必要があることから、給付金の額の改定は八月から行うこととしている。

■五 準用（一四条）

支給期間及び支給期月、支給制限、未支払等に関する規定については、老齢年金生活者支援給付金の規定を準用することとしている。

4 障害年金生活者支援給付金

障害年金生活者支援給付金は、障害基礎年金の受給者で一定の所得以下の者に対し、経済的な援助を行うものである。

■一 障害年金生活者支援給付金の支給要件（一五条）

障害年金生活者支援給付金の支給要件は、以下のとおり規定しており、障害年金生活者支援給付金を受給するためには、全ての要件を満たす必要がある。

① 障害基礎年金の受給者であること

② 前年の所得額が政令で定める額以下であること

政令で定める所得基準額については、保険料拠出によらずに年金給付が行われている二〇歳前の障害基礎年金と特別障害給付金の全額支給停止基準額を参考に定める予定である。なお、平成二四年度時点の二〇歳前の障害基礎年金と特別障害給付金の全額支給停止基準額は、所得ベースで、約四六〇万円である。

また、障害年金生活者支援給付金も、制度の趣旨や消費税収を財源とする福祉給付であることなどを踏まえ、①海外居住の場合、②障害基礎年金が全額支給停止となっている場合、③刑事施設等に拘禁されている場合などの期間については、支給しないこととしている。

■二 障害年金生活者支援給付金の額（一六条）

障害年金生活者支援給付金も、他の年金生活者支援給付金と同様、月を単位として支給額を設定し、その月額、障害等級二級に該当する場合は給付基準額(五〇〇〇円)、障害等級一級に該当する場合は給付基準額の一・二五倍(六二五〇円)としている。

■三 認定(一七条)

第五条と同趣旨であり、障害年金生活者支援給付金を支給要件に該当する者は、支給に際して、受給資格及び障害年金生活者支援給付金の額について厚生労働大臣に対して請求する必要がある。

■四 障害年金生活者支援給付金の額の改定期期(一

八条)

障害年金生活者支援給付金の支給を受けている者の障害の程度が増進又は低下したことにより、障害基礎年金の額が改定された場合においては、障害年金生活者支援給付金の額の改定を行う。その時期は、障害基礎年金の額が改定された日の属する月の翌月からであり、障害基礎年金と障害年金生活者支援給付金の額が連動することになっている。

■五 準用(一九条)

支給期間及び支給期月、支給制限、未支払等に関する規定については、老齢年金生活者支援給付金の規定を準用することとしている。

5 遺族年金生活者支援給付金

遺族年金生活者支援給付金は、遺族基礎年金の受給者で一定の所得以下の者に対し、経済的な援助を行うものである。

■一 遺族年金生活者支援給付金の支給要件(二〇条)

遺族年金生活者支援給付金の支給要件は、以下のとおり規定しており、遺族年金生活者支援給付金を受給するためには、全ての要件を満たす必要がある。

① 遺族基礎年金の受給者であること

② 前年の所得額が政令で定める額以下であること

政令で定める所得基準額については、障害年金生活者支援給付金と同様に、二〇歳前の障害基礎年金と特別障害給付金の全額支給停止基準額(平成二四年度時点、所得ベースで約四六〇万円)を基準とする予定である。ま

た、遺族年金生活者支援給付金も同様に、制度の趣旨や消費税収を財源とする福祉給付であることなどを踏まえ、①海外居住の場合、②遺族基礎年金が全額支給停止となっている場合、③刑事施設等に拘禁されている場合などの期間については、支給しないこととしている。

■二 遺族年金生活者支援給付金の額（二二条）

遺族年金生活者支援給付金も、他の年金生活者支援給付金と同様、月を単位として支給額を設定し、その月額は、給付基準額（五〇〇〇円）としている。

ただし、遺族基礎年金の受給者が子であり、かつ、受給権を持つ子が二人以上いた場合は、遺族基礎年金を子の加算も含めて人数で均等に分ける（国民年金法三九条の二）ことから、遺族年金生活者支援給付金についても、受給者が子の場合には、給付基準額を子の数で均等に分けて、それぞれに支給することとしている。

■三 認定（二二条）

第五条と同趣旨であり、遺族年金生活者支援給付金を支給要件に該当する者は、支給に際して、受給資格及び遺族年金生活者支援給付金の額について厚生労働大

臣に対して請求する必要がある。

■四 遺族年金生活者支援給付金の額の改定期期（二二条）

三 条

遺族基礎年金の受給者が子の場合には、父親が死亡した当時、胎児だった子が出生したり、子が成長し、子の要件に該当しなくなったりするなど、子の数に増減が生じた場合には、その日の属する月の翌月から、遺族年金生活者支援給付金の改定を行うこととしている。この場合、当然に、遺族基礎年金の額の改定が行われる。

■五 準用（二四条）

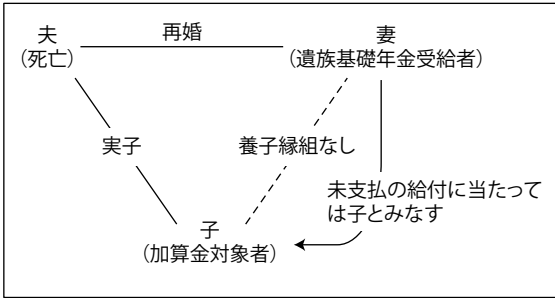
支給期間及び支給期月、支給制限、未支払等に関する規定については、老齢年金生活者支援給付金の規定を準用することとしている。このうち、未支払等に関する規定については、遺族基礎年金の支給の要件となり、又は加算の対象となっていた子は、第九条に規定する年金生活者支援給付金の受給者の子とみなすという読替規定が置かれている。これは、遺族基礎年金の受給権者である妻が死亡した場合、当該遺族基礎年金

の加算の対象となっていた死亡した夫の子が、受給権者である妻と養子縁組をしていなかった場合には、身分上、受給権者の子ではないため、未支払の給付金の対象とならないことを防ぐために、設けたものである（図表3参照）。

6 不服申立て（二二五条）

本法による給付金に関する厚生労働大臣の処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、社会保険審査官及び社会保険審査会法を適用することとしている。また、国民年金法の規定により基礎年金に係る処分が確定したときは、その処分についての

図表3 遺族年金生活者支援給付金の未支払



不服を当該処分に基づく給付金に関する処分について不服の理由とすることができないと規定している。これは、基礎年金に係る処分と給付金に係る処分については、給付金は基礎年金を受給していることが要件となっていることから、一体不可分と考えられ、一事不合理的の観点から、再度の不服申立てを認めないこととするものである。

7 費用

■一 費用の負担（二二六条）

年金生活者支援給付金の支給に関する費用は、全額を国庫とし、事務執行に要する費用については、毎年度、予算の範囲内で負担することを規定している。これは、本法による年金生活者支援給付金の財源に、一般財源を充てることを明確化する観点から、設けている規定である。

■二 事務費の交付（二二七条）

現行の年金制度において、基礎年金のみの受給者の裁定請求については、市町村で受付事務を行うことと

しているため、そのような者の年金生活者支援給付金についても、これと同様に行うことが望ましいため、一部の事務を市町村が担うこととし、その事務費に必要な経費を、政令で定めるところにより、市町村に対して、交付することを規定している。

8 その他（二八条〜五二条）

年金生活者支援給付金に係る支払の調整、時効、不正利得の徴収、受給権の保護、公課の禁止、届出、調査、日本年金機構への権限に係る事務の委任及び事務の委託並びに罰則に関する所要の規定を設けている。

9 施行期日（附則一条）

この法律は、一部を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の日から施行するものと規定している。具体的には、消費税率が八%から一〇%に引き上げられる平成二十七年一〇月から施行されることになる。これは、年金

生活者支援給付金の財源として、消費税増収分を充てることとしているため、施行期日について、消費税の引上げと機械的に連動させているものである。

10 検討等

■一 見直し（附則三条）

年金生活者支援給付金の額その他の事項については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況及び高齢基礎年金の満額等を勘案し、総合的な検討が加えられ、その結果に応じて所要の見直しを行うことを、規定している。

■二 費用の財源（附則四条）

年金生活者支援給付金の支給に要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする規定している。これは、費用負担を全額国庫負担と規定している第二六条の実効性を担保するものとして、規定したものである。

11 附則五条〜二三条

その他所要の経過措置を設けるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとしている。主な経過措置としては、国民年金法の原始附則において、当分の間の措置として、繰上受給を認めていることから、六五歳未満の老齢基礎年金の受給権者が発生することとなるが、老齢年金生活者支援給付金の対象者を六五歳以上の者とするため、読替規定を置くものなどがある。

IV おわりに

年金生活者支援給付金の性質は、成立の経緯もあって、複雑なものとなっている。福祉的な給付でありながら、保険料の納付実績に応じて支給額が決定されるなど、年金の補完的資格を有している。そのため、本法施行後、附則の規定に従い制度の見直しなどを行う際には、公的年金制度の在り方との関係も含めて検討す

ることになるだろう。いずれにせよ、平成二〇年の社会保障国民会議以来課題とされてきた低年金問題に対して、本法は、年金制度の枠外で、年金保険料の納付実績に応じた福祉的な給付を行うという一つの答えを出したものと言えよう。

制度の詳細については、今後、具体的に政令で規定することとなっており、現在、実務上の課題等を整理しながら、政令制定の準備作業を行っているところである。政令事項として規定されたものについても、十分に周知徹底を図り、本法の円滑な施行を目指していくところである。

最後に、本稿は、本法の経緯・概要について簡単に解説を加えたものであるが、文中の意見にわたる記述についてはあくまでも筆者の個人的見解であることをお断りしておきたい。

(厚生労働省年金局年金課

有木悠一朗)